

## ◆◆ 利用者負担の軽減制度 ◆◆

### ◆ 高額介護サービス費の支給 ◆

1 か月ごとの利用者負担の合計額が一定の上限を超えるときには、申請により「高額介護サービス費」としてその超えた額が支払われます。（同じ世帯に複数の利用者がある場合には、世帯の合計額となります。）

### ◆ 高額医療・高額介護合算制度 ◆

同じ世帯内で介護保険と医療保険の両方のサービスを利用することによって、自己負担額が高額になったときは、双方の自己負担額を年間（毎年 8 月分～翌年 7 月分まで）で合算し、申請により、限度額を超えた額が支払われます。

### ◆ 食費・居住費（滞在費）の軽減 [負担限度額認定] ◆

世帯全員が市民税非課税の方や生活保護を受けておられる方については、施設サービス・短期入所（ショートステイ）にかかる食費・居住費（滞在費）について、申請により負担が軽減されます。

※デイサービスや、有料老人ホーム、グループホームは対象外です。

### ◆ 生計困難な方等に対する利用者負担の軽減（社会福祉法人等による軽減） ◆

社会福祉法人等が提供する対象サービスにかかる利用者負担の軽減。

### ◆ 災害や事業の休廃止による収入激減などの特別の事情がある場合の減免 ◆

### ◆ 介護保険の施行前からのサービス利用者に対する経過措置 ◆

特別養護老人ホームの利用者負担の軽減。

### ◆ 障害者訪問介護（ホームヘルプサービス）利用者への支援措置 ◆

平成 18 年度以降の障害福祉サービスにおいて、境界層該当として定率負担額が「0 円」となっている方のうち、所定の要件に該当する方。（認定が必要です。）

※以上の制度について詳しくは、区役所・支所の介護医療係にお問い合わせください。

### ◆ 特定医療費（指定難病）助成制度 ◆

神戸市内に住民票があり、厚生労働省が指定する 331 疾病にかかっている方のうち、同省が定める認定基準を満たす方に対し、神戸市が実施主体となり、医療費を全額もしくは一部公費負担しています。

※対象となる疾病の詳細については、厚生労働省のホームページをご参照ください。

※詳しくは、区役所・支所のあんしんすこやか係にお問い合わせください。